

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十一号

昭和三十一年二月二十日(木曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡海元三郎君 理事 中島 茂喜君

理事 永田 亮一君 理事 藤田 義光君

理事 川村 継義君 理事 阪上安太郎君

理事 安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君

亀岡 高夫君 久保田円次君

登坂重次郎君 村山 達雄君

森下 元晴君 山崎 巖君

和爾俊二郎君 秋山 徳雄君

佐野 憲治君 重盛 寿治君

華山 親義君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長) 柴田 護君

自治事務官 柴田 護君

(財政局長) 松村 清之君

消防庁長官 松村 清之君

委員外の出席者

自治事務官 山本 悟君

(財政局交付税 課長) 越村安太郎君

専門 員

二月二十日

委員亀山孝一君辞任につき、その補

欠として奥野誠亮君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十一年度分として交付すべき

地方交付税の総額の特例に関する法

律案(内閣提出第四七号)

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一七号)(参議院送付)

○森田委員長 これより会議を開きます。

去る十四日、参議院から送付されました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。金子自治政務次官。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

(消防組織法の一部改正)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等共済基金法」に改める。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 消防団員で非常勤のものがある場合においては、

市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等共済基金法

第一条中「支払責任」の下に「並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給(以下「消防団員退職報償金の支給」という。)に関する市町村の責任」を加え、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改め、「もつて消防団員等公務災害補償」の下に「及び消防団員退職報償金の支給」を加える。

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 市町村との消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項

第六条中「監事三人」を「監事四人」に改める。

勤の役員」に改める。

第八条第五項中「及び消防団員を代表する者」を「消防団員を代表する者及び学識経験者」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)

第九条の二 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

第十本本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村に、又はは応急措置の業務に従事した者」を「若しくはは応急措置の業務に従事した者」に、「又はは葬祭補償」を「若しくはは葬祭補償」に改め、「経費の下に」又は当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費」を加える。

第十三条第一項中「行方消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給を、当該消防団員等公務災害補償の下に、若しくはは当該消防団員退職報償金の支給」を、「基金が消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の消防組織法第十五条の八並びに改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」という。)第一条及び第十條の規定は、昭和三十一年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

3 市町村は、この法律の施行後三月以内に、消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結一月以内に、基金に対して、新法第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

(印紙税法の一部改正)

4 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五ノ二中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

どい例で言いますと、最近多少よくなったようではありますが、九州の中間市が一時それで非常に困っておられたということも知っております。

○細谷委員 中間市の例が出ましたけれども、中間市ばかりではなく、滞納額が一億九千万程度あるようです。そのうち一億八千万程度がもう徴収不能額。測定はしておるけれども、全然納入の見込みがない、こういう現況のようでございます。しかもこれはやはり基準財政収入額に算入されておる。こういう点について、現実抜きさしならぬ炭鉱市町村の実情から不合理だとお考えにならないでしょうか。

○柴田政府委員 税収入を長い目で見ますならば、滞納になっておるものをそこで処分された形において、基準財政収入を計算しますことは、かえって逆に不公平を招くことになり得ます。したがって、どこまで滞納されたものが、ほんとうに取り立て不能になるかという判断の問題にかかるとかと思うのでございますけれども、一がいにそのことだけで、滞納額が多いということだけで、それが即歳入欠損だということの方をすることはどうかということ、従来からそういう形をとっておりません。ただ、おっしゃるように入らないことが明らかにした。たとえば会社更生法の適用を受けて、そのために関係者の団体、その炭鉱に対する債権者の一斉取り立てが開始されたというようになつた場合に、不能額が明らかにした場合には、そのときに始末をする。こういう態度をとってきておるわけでありまして、税の理屈からいいますれば、私はそういう見方を当然すべきであらうと思ひます。ただ逆に今度

は、炭鉱市町村の財政需要という面から見てまいりますならば、いかに残酷な話ではないかというおことば、これもごもっともでありまして、そういう問題につきましては、本来は、やはり短期的には一時融資その他でめんどろを見ると思ひますが、一時融資その他についてのいろいろのあつせんについて協力をするという態度でこれに財政の姿であります。しかしそれが非常に膨大な額になってまいりますれば、勢い炭鉱市町村にいろいろの財政的影響を及ぼしていくわけでありまして、その辺は総合的に勘案して、配慮していかねばならぬだろうというふうに思つておられますけれども、そのこと自身、徴収不能額ということにつきましては、問題があるのではないかと。現に一般の公害のような場合に、相当長期にわたつて徴収猶予の措置がとられますけれども、その徴収猶予の額につきましても、特に歳入欠陥の措置はいたしておりません。

○細谷委員 徴収努力をしないで滞納額がふえておる、徴収不能額がふえた、こういうことは許されませんが、最大限の徴収努力はする。そういう意味において局長おっしゃつた原則的な考え方については、私も同感でございますけれども、問題は、炭鉱市町村についてはもう納めようとしても納められない、何べん取りにいても納められない、ただ測定を紙の上でしておる、こういう実情にある。常識で考えられない実情にある。こういう点から私は申し上げておるわけでありまして、そういう点について、一般論としてこれを処するところに大きな問題がある、今日の炭鉱市町村がただ寝ておる、何も行政をしないでただ重病人として寝ておるといふ行政の実態に落ち込んだ原因があると思ふ。この点について、そういう重病人の看護に對しては、やはり常識でない注射というものがあつて、重なる、重ねてこの点をひとつお尋ねをいたします。

○柴田政府委員 お話のように、普通交付税の算定につきましては、そういう原則に立つて処理いたすべきものでありますから、きめのこまかい配慮ができません。またそういうことがあればこそ特別交付税という制度があるのであります。その制度によつて、ある程度きめのこまかい指導ができる、あるいは措置ができる、こういうことであらうかと思ふのであります。私どもも、またそういう制度の本来の趣旨に従つて措置をいたしてまいつておるのであります。しかしその措置のしかたが不十分でないかというおしかりを受けるかも知れません、極力現状把握につとめてまして、たびたび大臣も予算委員会等で御答弁になっておりますように、行き届いた措置ができるようにつとめてい、こういうつもりでおります。

○細谷委員 続いて御質問いたしますが、炭鉱市町村の保護率というものは、きわめて高いわけでありまして、炭鉱市町村の全国平均が千分率で十八前後と考へられますけれども、福岡県の全体の保護率というものは、千分の七十くらいだと思ひます。筑豊のほうに参りますと、ある村では千分の二百二、三十という現況でございます。端的に申し上げますと、福岡県のある市の生活保護費の予算というものは、予算総額の半分を占める、こういう現況になつて

おります。そこでお尋ねしたい点は、生活保護については八割が国庫負担、二割については交付税で見ると、足りない分については特交で見るといふたてまえでございますけれども、一体この生活保護について特交でどういふような見方をされるのか、お尋ねいたします。

○柴田政府委員 生活保護費につきましては、一つは全国的な問題としまして、乱給防止という問題がございまして、そういう意味合いから、生活保護費の基準財政需要額に算定いたしました場合には、全体的なつまり国庫負担金を予算に計上いたしておりますが、これに伴う地方負担額というものをやや下目に押えておる。やや下目に押えて基準財政需要額に算入をして計算をいたしております。と申しますのは、算定方法にも問題があるわけでございますけれども、あまり満度に普通交付税を見てまいりますと、行き過ぎるところが出てまいります。また片一方、大きく行き足りないところが出てまいります。そこで基準財政需要額の算定は、そういう全体の額をやや下目に押えて基準財政需要額に算入をして、そして特別交付税を配ります場合に、いわば精算的なことをやる。つまりその年度の生活保護費の地方負担額というものは、国庫負担金の額を通じて自動的に出てまいります、その出てまいります額から基準財政需要額に算入した算術的な額を差し引きまして、残りを特別交付税で配付する、こういうやり方をいたしております。

○細谷委員 おことばを要約しますと、乱給が起る心配があるから、基準財政需要額は少し下目にしている

んだ、こういうことですか。

○柴田政府委員 その問題もございまして、測定単位の測定のしかた、いわば技術上の問題で、画一的な算定をとりやすために、非常に行き過ぎるところが出てまいったり、行き足りないところが出てまいったり、でこぼこが非常に激しくなる。激しくなると、そこに乱給問題というものも起つてくるおそれがある。したがつてやや下目に押えておいて、いわば実績精算主義といひますか、それを特別交付税の操作を通じてやつていく、こういう形でございます。したがつて、普通交付税と特別交付税を入れますと、大体国庫負担金に見合う地方負担の額というものが満度に見られる、こういうことになるわけでございます。

○細谷委員 地方負担額については、普通交付税でやや下目に見て、特交で満度に見るというおことばのようでございます。

ところで具体的にお尋ねいたしますが、三十八年度の炭鉱所在市町村の生活保護費関係が大体において百二十三億円程度と見込まれております。これを三十五年と比べますと、二六〇〇の指数になつております。ところでこれに對する所在市町村、市なり県でございまして、負担は二十二億円のほかに、これは事業費でありますから、そのほかに事務費及び人件費というものが相当ございまして、それが約六億五千八百万程度でございます。ところで、基準財政需要額として見られた数字を差し引きまして、約九億円程度というものは普通交付税で見られない地元の負担額でございます。いまおこと

ばにございましたが、特別交付税でこの九億円は全部満度に見る、こういうふうに理解してよろしいですか。

○柴田政府委員 お話のケースにつきましては、資料をちよつと持ち合わせておりませんので、精査いたしませんとわかりませんけれども、私が先ほど来申し上げておりますことは、生活保護費中の扶助費の問題を申し上げておるのであります。したがって事務費の問題につきましては、要するに人件費等でございますので、これは満度に見ているわけではございません。これは要するに、一定の交付税の算定基準に従って普通交付税で見えていく、こういう形になっております。実際に地方が困っておりますのは、扶助費の問題でございます。扶助費の問題につきましては、先ほど来申し上げましたような算定方法をとり、いわば義務費的な扱いをしておる。したがってその点につきましては市町村が困らないように措置していく、こういうつもりでございます。

○細谷委員 扶助費のことなんだ、事務費等は除くんだということでございますけれども、こういう多発地帯は、厚生省のほうからは八十ケースに一人必ずケースワーカーを置きなさい、こういう基準が設けられております。基準どおり置きませんと保護行政ができませんし、厚生省のおっしゃるまでもなく、市町村は確かなケースワーカーの数を確保して的確な行政をやる、こういうことでつめておられますけれども、ところがその事務費は、三十八年度においては大体において市の負担額は六億六千万程度あるにかかわらず、基準財政需要額に算入された分は

四億九千万、差引一億七千万円というものは見ておらないのです。そうなつてまいりますと、端的にいますと、これは普通交付税の算定の問題、あるいは特別交付税の算定の問題になりまして、いまでもこの三分の二という密度補正がかかっている。多ければ多いほど職員を雇わなければならぬ。その穴というものはどんどん広がってくる、こういう実情でございます。生活保護をやる以上は、扶助費だけではいけません。事務職員をやらなければいけません。適正にやるには、厚生省が示した八十ケースに一人。今日は炭鉱は非常にむずかしいのですから、もっとそれ以上のケースワーカーを置かなければできないという現状でございます。

そこで一つ具体的にお尋ねいたしますが、ある筑豊の市のことでありますけれども、わずか五億円ぐらゐの予算の中で、二億二千五百万円というものが生活扶助の事務費を除いた決算見込み額でございます。ところで、その市の負担額は五千二百三十三万円でございます。ところで、交付税で見ても、市負担額は三千二百十五万円。結局、市の負担額の六一・五％程度でございます。残りは、二千二百万円ぐらゐというものが市の負担になる。これは全部特交で補てんしていただければいいか。事務費が入っております。

○山本説明員 ただいま某市の例をお引きいただきますが、御指摘になったわけでございますが、先生先ほどおっしゃいましたように、補正をいたした際に、普通交付税といたしましては、生活保護者の数、その他被扶助者の数というものが、すべてどうしても

前年の数字がほぼ基礎になつてまいるわけでございます。こういうような都市におきましては、その後におきましてもほとんどこういう対象者がふえてくるというふうな事情がございます。どうして年間の普通交付税としてはずれが出てくるというふうな結果にもなつておると思ひます。先ほど局長が御答弁申し上げましたように、炭鉱地帯におきましてかような数字が出ました際には、特別交付税におきまして、その数字自体の基礎はいささか――私も現在持っておりますが、

考へ方といたしましては、国庫負担の対象になりまして事業費から負担金を引きました残る基準財政需要額の差額、満度特交によりまして確保する、こういうふうな考へ方をとつておるわけでございます。

○細谷委員 いま筑豊のある市の実例を申し上げました、基準額の範囲内においては満度見るといふことでありますから、残りの全額というものは特別交付税で補てんされる、こういうふうには、私は理解してこの問題を終わります。これはたまたま突つ込んでいいますと、これは特交で見たらいいといふことではなくて、これはもう毎月毎月きちんと現金で払わなければいけません。たいへんなことなんです。あとで見てもらつても、市町村はやりくりできない、こういう現状でございます。

したがつてこれは、いま提案されております交付税の法律に関連した予算について議論しなければなりませんけれども、むしろこういうものは、人口による単位費用ではなくて、実際の保護人員を基礎にした単位費用をきめて、的確に一〇〇％にする、こういうこと

が炭鉱市町村を救う一つの手がかりではないか、こういうふうに思ひますので、こういう点はその節またお願いいたしますが、特に御配慮を願ひたい、こう思つております。

次に、お尋ねいたしたいことは、炭鉱には失業者がたぐさいます。私の住んでおる福岡県を例にとりますと、昭和三十年には十四万五千人の炭鉱労働者がおつたのでありますけれども、現在は四万人しかおりません。とにかく七年か八年のうちに十万人減つておる、こういう現状でございます。そうなりますと、必然的に失業対策事業のふえてまいります。この失業対策事業についてお尋ねしたい点は、生活保護と同様に基準額だけ満度に見るという考へなのか。もっと実態として、それに伴ういろいろな事業費で、それを伴ういろいろな事業費で、やむを得ない――夏期手当とか何とかいふことについては、あるいは御意見があるのかと思ひます。そういう問題とは別に、事業推進に必要な事務費あるいは職員の人員費、こういうものを計算いたしますと、普通交付税で見られない莫大な金額でございます。先ほど申し上げました五十億の財政欠陥のうち、約十億円程度というのはやはり交付税で見えておらない金額でございます。こういう点についてどうお考へなのか。

次に、緊就事業という石炭の合理化政策に関連して出た問題がございます。これは普通交付税の段階においては算入されません。そして特交で見るといふような形でありまして、元利償還等がございます。これは法律が時限立

法ということでありまして、交付税の単位費用にも織り込んでおらぬというところは、きわめて不十分な交付税制度の一端をあらわしているんじゃないかと思ひます。

この二点についてお尋ねいたします。

○柴田政府委員 失業対策事業費につきましては、今日におきますその事業の持ちます性格上、先ほど申し上げましたような生活保護と同じ扱いをとっている、同じ扱いで普通交付税をつけてまして計算をしております。

それから炭鉱離職者対策法に基づく緊急就労のものにつきましては、地元負担の六〇％を地方債で、あとの四〇％を特別交付税で見えておる、こういうやり方をしておるわけでありまして、緊就対策事業費の地方負担について六割は地方債で見る、四割は特別交付税で見る、こういうやり方をしております。

○細谷委員 六割を地方債で見て、四割は特別交付税で見るといふことであります。その六割の地方債の元利償還についてはどういふ御方針をおとりでしょうか。

○柴田政府委員 これは一つの事業であります。ものが残るわけでありまして、したがつて事業の結果が残るわけでありまして、一種の災害対策事業といふ考え方に立つておるわけでありまして、したがつて、単独災害につきまして地方交付税の算定で、元利償還金の二八・五％というものを認めておるわけであります。これと同じ扱いをいたしております。

○細谷委員 いまのおこぼれの中で、産炭地の立場から見ますと、重要なこ

とばが入っておるわけです。事業が残る、だから負担しろという思想ですね。一体ああいふ産炭地の合理化、これは市町村の意思ではありません。国の経済政策から出ているものなのです。そういうものから所在市町村はおおりを食っておるわけです。そのおおりを食って市町村はこういう事業をやりたいということではなくて、やむにや

いうつもりでございます。

○細谷委員 炭鉱については、一般と違った取り扱いをしておるといっておこ

とばでございますが、ぜひ実情を十分御理解いただいて、普通交付税で十分見る、見られないものについてはやはり特別交付税で見るといようにする方針をぜひひとつ貫いていただきたい、こう思っております。

それでは、炭鉱市町村に行つて、緊就事業がきたから——むろん仕事は残るでしょう。しかし道路がよくなったということは聞きません。そういうことからいって、炭鉱市町村については事業が残るじやないかという思ひ

そこでお尋ねしたい点は、炭鉱の閉廃山というものに伴つて上水道の問題、住宅の問題、あるいは保育所などの問題、いろいろな問題が出ておりますが、こういう問題について普通交付税なり特別交付税ではどういうふうに取扱いをしようとなさっておるのか、お伺いをします。

想、これは大蔵省的な考えであつて、自治省がそうおっしゃるのは、やはり炭鉱市町村に対する御理解、認識が十分ではないと思ひます。いかがですか。

○柴田政府委員 炭鉱市町村のいわゆる開鑿山に伴ひます水道問題につきましては、これはその水道に關連します地方負担は全額地方費で充て、こううう考へ方をしてまいっております。

○柴田政府委員 一般の単独災害復旧事業も同じ考え方であります。炭鉱市町村につきましては、先生のおっしゃるような気持ちで十分くんで、したがつて全部を起債で見て、それを元利償還金の二・八・五％を交付税で見ていくというやり方は変えて、地元負担の四割だけは特別交付税でそのものゆゑずばりで見えていく、こういうことを考えておりまして、私どもといたしましては、事業の性格に炭鉱の地元市町村財政の状況も勘案しまして、その辺のところは十分炭鉱市町村の実態に即した処置をやっているこういうつもりでございます。言いかえますならば、一般の単独災害とは違ひ扱いをして、もっと手厚いやり方をして、こう

す。これは簡易水道でございますが、そのほか住宅問題、固定資産税問題いろいろあるわけでございますが、鉱山労働者住宅の固定資産税、これにつきましては固定資産税の減免通達が出ております。この減免に相当する基準税額相当額は特別交付税で見えていく、そういうやり方をいたしております。なお、その他もろもの、炭鉱につきましますお、その他もろもの、炭鉱につきましては、いろいろそういうもののつかない、つまりこまごました査定をとり得ない、一々加えていくという形をとり得ないような財政事情もあるわけであります。また具体的には、こういう算定方法でつかみ得ない財政事情もある、さようなことを考えまして、石炭の鉱産税の基準税額の一定割合あるいは炭鉱

離職者數に一定金額をかけたものといつたものを、石炭関係の鉱業市町村間であることによる財政需要の増高あるいは財政収入の減少ということで、一般的に、包括的に見てそういう姿をとつてまいっております。

○細谷委員 いまおつしやったように特別交付税の網にひつかからないもののが炭鉱閉廃山等に伴う特別財政需要額、あるいは上水道の問題あるいはその買ひ上げ、維持修理、こういうような問題、あるいは電灯の問題、住宅の問題であるいは厚生年金の転貸賃の償還問題あるいは汚水が流入したとか無権者のボタ山がずれた、こういうものだけで三十八年度に四億円の交付税にかからない支出が炭鉱市

町村に起こっております。それから内職あつせんとかもろものあつせんとか、あるいは巡回相談その他法の負担、就職赴任の見舞金、そういうものので文字どおり交付税にひつかからないものについて、三十八年度において総額約十億円ございます。これについてせんだったの川村委員の御質問に対して局長のお答えでは、特別な財政需要額はつかみにくいので、基準財政需要額等に一定のファクターというものを考慮して、効果的に配分をしているんだ、こういうことでございますが、今年度のことについては言えないというふうなものですから、過去にどういうことをなされたのか、具体的にお尋ねいたします。

○柴田政府委員　過去におきましては、先ほど申しましたように、石炭の鉱産税の基準税額の一割あるいは炭鉱離職者数に四、五千円の基準額をかけた包括的に総額を計算する、これを包

括的に配っておる、こういう状況であります。

なお基準財政需要額に漏れたものが十億あるというお話でございますが、これは計数は少し念査をする必要があるのかと思いますけれども、炭鉱市町村の実態の中でもう少しうまいやり方があったのじゃないか、もう少しうまいやり方をすれば、そんなに苦しまな

くても済んだのにと、いうようなことも私のところにお見えになってお話をしているうちに、どうしてそういうことになったのか、少し相談をしてくれればやる方法があったのにと、いうようなこともあるわけがあります。その辺のところはあるいは財政運営の指導といえますか、援助のしかたといえます

か、いわゆる技術的な援助のしかたがまだ足りぬところがあるなどという感じを実は私個人も持ったことがございます。したがって出さなくてもいい財政需要が出てきているという面も全然なきにしもあらず、つまり現実の財政需要額はこうでございますけれども、やはりようによってはおもう少しまい手があつたというものを、むざむざとむざむざというと語弊がありますけれども、出してしまおうというような羽目にも追いついていくということがあはれる。その辺のところは将来問題として、もう少しその辺のやり方等についてきめのこまかい指導をしなければいけないんじゃないかというふうに感じているわけでございますが、いままでのやり方は、そういうものを突っ込みにして、いま申し上げましたような方法で包括的にこまごましたつかめなない財政需要に対して対処をする方法をとってきた、このいうことでござ

います。現実問題といたしましては、やはり大きなものだけいわば、ルールのな計算をしてまいりましても、どうしてもそういうものが残ってまいります。こういうものに対しましては、やはりそういうようなやり方をする以外には、交付税の算定としてはしょうがないんじゃないか、こういう感じを持つていてるわけでございます。

○紙谷委員 どうしても交付税の中に算入されないような数字、私がいま申し上げた十億円というのは、厳密に申し上げますと九億八千五百万円というものが、炭鉱市町村が精査した数字でございます。これに対して、もっとやり方がよければこんなに金が必要なかったのじゃないか、こうおっしゃいます。

けれども、炭鉱市町村は金がないわけですから、局長さんがお考えになつてゐる以上にさいふのひもはかたいのです、ないのですから。ですからやむにやまらずやつたということでございまして、決してむだづかいなどするようない、そういう余裕のあるところではございませぬ。こういう点もよくお考えいただきたい。

そこでそういう算定しにくいもの、あるいは生活保護や失対の基準額の交付税で見残りの額、満度額というたててみえていつた総額が、炭鉱市町村という形で、離職者一人当たり四千円とか何とかかけて出た数字が、三十六年度に十億円程度、三十七年度には十五億円程度、当時見たというお話を承つておりますが、そのとおり理解してよろしいでしょうか。

○柴田政府委員　そうではございませんで、そういう意味合いで出す金は、三十六年度は一億ちよつとです。それ

から三十七年度は二億三千万程度でございませう。

○細谷委員 二億三千万程度というのは、私が申し上げた九億八千五百万円というものから比べますと、焼け石に水ということばは適切ではありませうけれども、炭鉱市町村にとってはどうにもならない特別交付税の特別見えていただいた額、こういうように理解せざるを得ませんが、今年度はどういふふうになさるお考えでしょうか。

○柴田政府委員 それは焼け石に水であるかどうかという問題は、もう少し厳密に考えていかなければいかぬのじゃないかと思ひます。それは普通交付税の中にもやはり包括的な経費の見方をしているところがあるわけでございます。その中にだけ入っているか、差引計算をしなければいかぬ。こまかいことを申し上げますれば、そういう普通交付税の中にも、ちりぢりばらばらにかみ砕いて、これがあつた、これがこうだということになつてしまつていくわけでございますので、抜き出しました額が普通交付税と無縁でないのでございます。そういう意味で、おっしゃいました十億そのものがのるかぬかというところになつてまいりますと、いろいろ議論があるかと思ひます。しかし二億程度の包括的な見方というものが不十分じゃないかと言われれば、私も十分とは考えておりません。しかしそのほかにも、たとえばいまのボタ山に伴う災害とか、ボタ山がくずれたというやうな問題、あるいは比較的まとまつてつかみやすい金というものにつきましては、それはそういう包括算入とは別の考え、たとえば炭鉱について特別

災害があつたという場合、それは全然別のもので、そのものずばりで見ていく。そのものずばりで見られないようなものを込みまして、いま申し上げましたやうな方法で包括的にやつていくわけでございます。したがつて項目的に見ますならば、炭鉱市町村に対して計算いたしました特別交付税の中身の中に、いま申し上げました包括的な見方のほかに、その他というものは何かと言ひますと、そういうものはのずばりつかめるものがやはり三十七年度で二億程度あるわけでございます。したがつて、あのワク内におきましては、私どももいたしましては、財政需要は無限度でございますから、幾ら見ても切りがないわけでございますので、決して十分だとは言ひませんけれども、三十七年度につきましては、まあまあ力の出し得る範囲のものを、見てきたのじやなからうか。しかし、もちろん十分でございますから、この前の委員会でもございましたか申し上げましたように、三十八年度につきましてもやはり大きな項目として、重点的に見ていかなければならぬということをお願いしたわけでございます。

○細谷委員 私が先ほど来申し上げております普通交付税で現実に見ている数字というものは、百二十の炭鉱市町村に約五十億円ということをお願いしております。これは洗ひざらいの中に書いてあるわけですから、私はそれを信用して申し上げておるわけですから、そういう中で特別交付税のルールで計算できるもの、ルールにのらないものがあるの、それを見なければ

いかぬということでありませう。これはもう災害以上の深刻な問題が、住民にとつて、市町村財政にとつて起つておる。それで残念ながら今日の振興対策では、かりそめにも、ことばは適切ではありませうけれども、焼け石に水とか、水害ととりというやうな要件なんか一つもない。先行きまっ暗、こういうやうな現況でございますから、普通交付税で見ていらつしやらないものについては、全部についてやはり満度に近く、満度とは申しません。満度に近くやはり見ていかなければ、炭鉱市町村というものが救われぬのじやないか。現実にはそれを指導する自治省としても、まことに困つた事態ではないか、こう私は思ひます。そういうことからいって、十分な措置ができるから、百三十七億は翌年度に繰り越すのだ、こういうことでございませうけれども、私は、あとで豪雪対策というやうな問題もございませうけれども、やはり百三十七億というものをまるまる翌年度に送らないで、今日、あすの日の炭鉱市町村の行政の確立へ、前向きな方向で解決してやる必要があるのではないかと思ひますが、これについてはどうお考えですか。

○柴田政府委員 百三十億の繰り越しにつきましては、地方財政の計画的運営という立場から考えまして、いろいろ今年度の財政、来年度の財政というものを彼此検討いたしました結果、この際は繰り越すことが適当だという判断に立つたわけでございます。そのうちの要因の一つに、本年度の地方財政につきましての計画的運営という立場からの必要財源というものが、一応満たされるであらうという判断をしておるわけでございます。もちろん財政需要は、これは数限りなくありますし、今日のように公共投資の充実が叫ばれております現状におきましては、幾ら金があつても足りない、こういう現状だと私は思ふのであります。しかしそれを今日普通交付税のルールでもつてのせていくということになつてまいりますと、普通交付税の算定方式との関連におきましていろいろ問題が出てまゐる。計画的な運営を保障するといふ点からいろいろ問題が出てまいりますのと、また技術的にも時間的にもなかなかむずかしい。こういうやうな判断から今回はこういう措置をとらうとしたのでありまして、その辺のところは十分御了承いただきたいと思ひ次第であります。

○細谷委員 財政需要というのは、行政水準引き上げのためには無限だ、それでしよう。しかしそういう考えを炭鉱市町村に適用するところに根本的な誤りがあるのではないか。

先ほど来申し上げましたように、入ってくる税収と国からの地方交付税と、こういう一般財源だけを生活保護と失業対策事業と緊就事業につき込んで何もないのです。それが炭鉱市町村の実態です。行政水準の向上などということは、文字どおり夢のようなことなんです。ですから問題は、需要は無限にあるといふやうな一般論ではなくて、今日の置かれておる炭鉱市町村の事情からいって、あすの問題の前にやはり本年度の問題を考えてやるのが自治省の立場であり、また温情ある温情あるといふことは適切ではありませうが、地方自治を育成する前向きな姿勢ではないか、こう私は思ひますが、重ねてお尋ねいたします。

○柴田政府委員 交付税の問題といたしましては、炭鉱市町村ももちろん大事であります。炭鉱市町村だけではなく市町村、府県合わせまして全部で三千幾らの交付税でございます。したがひまして、全体を考えてみましての判断に立つてどうするかということをお考へるべきだ、そういう意味から先ほど来申し上げましたやうな結論に立つたわけでありませう。

炭鉱市町村につきましては、もちろんその状況は気の毒なものである、財政需要の前に、あるいは財政収入の減少の前に非常に苦しんでおるといふ事態は、私どもは私どもなりに十分承知しておるつもりであります。その処理は、やはり全体としての大きなワクの中では、私どもはできるだけ措置をしてまいりますけれども、しかしながら地方交付税全体のワクをどう持つていくかという問題は、やはり全地方団体の立場に立つて、全地方団体の財政運営という観点に立つて考えるべきである。そうして考えた、いろいろ願ひいたしました結果、今日の段階におきましては、百三十七億は来年度に繰り越して、来年度の基準財政需要額の中に含めて計画的に配分していくというほうがベターではないか、こういう結論に達しまして法案を提案いたしました次第でございます。

○細谷委員 いまのお答えによりまして、炭鉱市町村の悲惨な実態はわかるけれども、全市町村を対象とした交付税制度の中において、いままでも十分見てきたけれども、これを完全生かすことは、やはり全体的な視野に立つて計画的に問題を進める以上はできな

額をかけて配分する、こういうことであります。

○川村委員 いま一つお聞かせいただきたいと思いますが、産炭地振興特別措置法のいわゆる六条指定の市町村が仕事をやる場合に、国庫が半分見る、残った地方負担分については起債と特交で見てやる、こういうようなことを聞いた記憶がありますが、そのとおりでございますか。

○柴田政府委員 産炭地振興法に基づく減税について、一定の方法で税の減免額というのを必要財政需要として、つまり基準財政収入額の減というところで補てんしているということをやっておりますが、特に産炭地の事業について必要なものにつきましては起債を見ていくわけでございますが、特に交付税の配分にあたりまして起債との関連をつけて見ていくということとはちょっと私承知いたしておりません。

○川村委員 わかりました。

○森田委員 佐野憲治君。

○佐野委員 先般被害を見ております岩手県の北部海岸並びに青森県、それらの雪害対策について伺いたいと思います。一つ確かめておきたいのですが、まずお聞きしたい点は、三十八年度の普通交付税の総額が五千四百四十九億円、そのうち寒冷積雪補正、特に積雪度による補正額が県並びに市町村幾らぐらになつておるかを知らせていただきたいと思います。と同時に特別交付税三百六十三億、これは十二月の末をもって一応締め切られて、二月の末時に配分される、こういうことになっておりますので、この作業は一体どういう状況になっておるか、この点をまずお聞きしておきたいと思

ます。

○柴田政府委員 前段の御質問につきまして、交付税課長から後刻お答え申し上げます。

後段の交付税の作業でございますが、一応十二月ごろの資料をもってその年度の大体の財政状況をつかむというところで、算定の資料はそのころの資料を使つておりますが、年を越しましてからも交付税の最終決定をいたす前に災害等がございました場合、おきましては、災害復旧事業費につきましては年計算でございますので翌年度の事業になる、つまり三十九年度起りました災害につきましては、三十八年度でございまして、そのほとんどが三十九年度の災害復旧事業費として始末がされる。しかし災害に伴います応急のもの、その処置費等があるわけで、そういうものにつきましては最終の作業に間に合います限り含めていくという措置をとっております。昨年も豪雪災害につきましては、そういう意味合いで豪雪に伴います災害復旧事業費については、三十八年度、つまり本年度に持ち越されましたものも相当ございますが、雪害の対策費といたしましては三十八年度の特別交付税の配分の際にそのほとんどを措置いたしましたわけでござい

ます。なお現在まだ作業中でございまして、最終段階にまでまいつておりません。

○山本説明員 普通交付税の積算上寒冷補正によりまして増額している経費でございますが、そのうち積雪度について申し上げますと、県分約十一億、市町村分で約十億この補正によりまして基準財政需要額の増加をいたしているわけでございます。

○佐野委員 そうしますと三十七年度は県分が七億二千二百万円、市町村分が十七億二千二百万円、二十四億円であつたわけですね。三十八年度は、いまおっしゃられるのは三十億円でですか。

○山本説明員 積雪度によりまして県分だけ手元にいま正確な資料を持つておりますので、積雪度による増加額は十一億でございます。市町村分は手元にいま資料がございませんので、私の記憶で申し上げたわけでありまして、約十五、六億基準財政需要額を増加していたと思ひます。ちよつといま手元に市町村分の正確な資料を持つておりませんので、恐縮でございます。

○佐野委員 どうも話がおかしい。昨年は市町村分が十七億二千万円、ことは十五、六億円だと逆に少なくなつてくる。まあそれはいいとして、次に昨年度の豪雪の結果制定された「豪雪に際して地方公共団体の行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に關する特別措置法」これは相当法令にゆだねられておるわけですか。その豪雪は政令で指定する、こういうことになつておるわけですが、政令は一体どうなつておりますか。

○山本説明員 御指摘の法律はたしか企画庁の主管であつたと思ひますので、正確に記憶をいたしておりませんが、地域指定につきまして、県指定あるいは町村の指定ということであるという議論した記憶がございまして、指定になつておるのではないかと存じます。ちよつと正確には、主管でございませんで記憶してありません。

○佐野委員 学校その他公共施設で、政令で定める除雪事業、この政令が出ておるのですか。

○柴田政府委員 正確な意味合いにおきまして私どもの所管でございせんのではつきり承知しておりませんが、おそろくは出ておると思ひます。

○佐野委員 どうもおかしいですね。そこで提案理由の中にも、地方公共団体の財政事情を勘案し、特に必要とする認めるときに、当該除雪事業に要する費用は、政令の定めるところにより、二分の一の補助をする、こういうことになつておるのですが、その大事な地方公共団体の財政事情を勘案し、特に必要のある場合、こういう規定があるわけですが、皆さんは所管外で知らないとおっしゃられるのはおかしいじゃないですか。

○柴田政府委員 私どもの所管でございせんので、あまりはつきりしたことは承知いたしておりません。お調べまして、後刻申し上げます。

○佐野委員 岩手県の問題を後ほど聞かためる前提として聞きたいと思つてお尋ねしたのですが、そういうように現実の地方財政に重大な影響を及ぼしておる。またそのためにこの法律ができたと思ふのです。その中で、特に地方公共団体の財政事情というのは、やはり特別立法をした趣旨にもなるのに、経済企画庁の担当と言われるのはおかしいと思ふのです。それはそれとして、次の雪害道路法、積雪寒冷地帯に關する特別立法、道路交通確保に關する法律、この雪害法、昨年の豪雪の際もいろいろ討議された中で、指定路線を拡大する、並びに雪害による路面損傷、災害復旧程度までいかなる路面損傷というのも非常に財政を圧迫してきているが、これに適用する法律がない。これに対して一体どうするのかと、質問

に対して、建設省、自治省が十分検討を加えて措置をとる、こういうことを言明しておられるのですが、これは一体どういうぐあいになつておりますか。

○柴田政府委員 お話しの点は建設省が所管のことでございますが、これも建設省からお話しがあると思ひますが、現在のところまだ……。

○佐野委員 しかし、明年度の地方財政計画ができておる。交付税の単位費用にも一部訂正が加えられておるといふときに、雪害道路法による路線指定を、現在三万一千キロある全路線に対して、七千キロしか指定していない。こういう問題がいろいろ討議されたと思ふのです。だから、これを拡大する、市町村等にもこれを適用したい、そのための準備を自治省が行なうのだという約束が一つと、もう一つは、いま申し上げました路面損傷に対していかなる措置をとるか。そのことを具体的に、三十八年度より進めるのだ、三十九年度から新しい措置をとりたい、こういうのに対して何ら連絡がないというのはどういふわけなんですか。

○柴田政府委員 その問題は、全道路費の問題というよりか、やはり特殊の道路、積寒地帯の道路の問題だろうと思ふのです。私どもが単位費用を組みます場合に、公共事業費等につきましては国庫負担金の額が出ております。それに対して負担率を乗じますれば、地方負担額が出てくるわけでありまして、それが、それを基準財政需要額の中に単位費用に置き直して入れてまいるわけでありまして、したが

は、むしろ補正係数の場合にどう考へるか、積雪寒冷の補正を手直したし

ます場合に、どう考えるかといったような問題かと思うのでありまして、いずれそのうちに、建設省もおそらく話を持ってくると思いますが、そうしますと、その積算補正をどうするかという問題につきまして、それを織り込んでいくことになるかと思ひます。私どもも法案が幸いに成立いたしますれば、補正係数の作業に入るわけでございます。その節十分検討してまいりたいと思つておりますし、あまり話がなければ私どものほうから積極的に連絡をとります。

○佐野委員 法律によるのではなくして、政令によって大臣が討議をして決定すればよいわけなんです。ですから、そういう路面の拡張を行ないたい、あるいは通学のため、あるいはまた学校関係、あるいは公共施設の除雪その他にも影響してくるでしょうけれども、それらのものは、先ほども申し上げました法と関連して豪雪対策として論議された問題ですが、委員会だけの論議になって、その後両省の中でちつとも進んでいないのは遺憾だと思ふのです。

冒頭に戻りまして、岩手県の北部海岸並びに青森県を襲った豪雪、これに對して一体どういうぐあいに把握しておられるか、あるいはまた、どんな報告がなされているか、これに對して自治省としてはどういう措置をとつてこられたか、この点について経過を説明していただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 現在実は実態把握につとめておりまして、関係県につきまして早く実態を教えてくれという連絡をいたしておりますし、また、警察あるいは建設省等関係省庁に對しましても

具体的なデータを求めておるわけでございます。私どもが今日まで承知しておりますところは、青森県の速報によりまして、青森県におきましては、公共土木施設災害、この応急対策事業費の見込み額を二億四、五千万円と見ておりまして、本年度分として一般財源所要額が二千万円程度という報告がございました。除雪経費につきましては、市町村分のこととはよくわかりませんが、県分の除雪経費が約八百万円程度。また岩手県からの連絡では、応急対策費が、県分、市町村分を合わせまして大体六千万円程度、県分の除雪費が四、五千万円。市町村の除雪費につきましては、現在わかつておりません。その程度の情報が入つておりまして、私どもは課税の決定を急いでおります。関係上、早く基礎データを集めようといひまして、目下関係各省あるいは関係県を通じてその資料の収集につとめております段階でございます。

○佐野委員 岩手県のほうからは相當詳しく出ておるじやないかと思ふのです。きよの午後から聞かれる災害対策特別委員会にいろいろ陳情を行なうといふこともお聞きしておるのです、いろいろの問題は災害対策特別委員会でも検討されるでしょうけれども、自治省関係として、そういう事態に對してまだ真相を把握されていまいというのでは……、同時に、交付税等の繰り上げ支給その他の措置をとられておるのですか、どうですか。

○柴田政府委員 交付税の繰り上げ支給の問題は、第二次補正予算に伴ひます決定を行ないましたので、大体きよ追加分の金額が行くと思ひますから

特に繰り上げ措置をとる必要はないと考へております。

それから、実情把握でございますが、私どもは、災害の規模その他の問題よりか、幾らか金がかかのだ、幾らか災害復旧費が要するのだということが中心でございますので、それを中心にして資料の収集に当たつておるわけでございます。

○佐野委員 災害救助法適用の市町村は幾つくらいにわたつておるのか。現在なお孤立状態にある市町村、この数がわかつておたら知らせていただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 まだ私どもの手元には明確な資料が出てまいつておりません。

○佐野委員 当然いつの災害でもとられる措置なんですけれども、税の減免あるいはこれに對する申告の猶予、これらの特例措置ですね、あるいはまた、税源の補てんに對する対策、こういうことには對しては、現在のところどういふ考へ方を持っておられますか。

○柴田政府委員 税の減免等につきましては、すでに御承知のように災害に際しての税の減免の取り扱い通達が出ております。それに従ひまして、例年地方公共団体は必要な措置をとつておるわけでございます。特にこのためにどういふことといふことはいたしません。いままでもさうでございますし、今回もその必要はないと思ひます。

なお、災害復旧なり、応急なりの対策事業に對する経費につきましては、地方団体の状況を考へますと、必要額は、応急対策費等につきましては現在作業いたしております特別交付税でみていきたい。それから、その災害復旧

事業費等につきましては、先ほどお話し申し上げましたように査定その他の事務的手続等の関係もありまして、大體新年度の事業費になるかと思ふのであります。したがつて、それにつきましては事業がきまり次第必要な措置をとつていく。つまり災害復旧費でございますので、大體起債でございますが、起債を認めるという措置をとつていきたい。つまり言ひかえしますならば、復旧事業費以外のものにつきましては、できるだけ今回の特別交付税で措置をいたしたい。そういうつもりで資料を現在収集しておる、こういう段階でございます。

○佐野委員 昨年の豪雪のときもいろいろ問題が現地に起こつておつたわけなんです。行政管理局の出先機関が、一せいに行政監督をやつた結果として指摘されておるのは、それらの地帯における県の防災計画なり、町村防災計画がほとんど実情に即してない。あるいはまだ立てられてない、いろいろな点を指摘されておつたのです。これに對する行政機関の指導も全くばらばらだと思ふのです。それから税の減免その他の措置につきましても、昭和二十八年十二月三十一日に事務次官通達でやつておるじやないか。それを参考にすればいいんだというようなことはあまりにも不親切じやないか。現地においては交通は途絶して、小学校は休校しておる。生活物資を送るにも部落は孤立してしまつておる。その中に二メートル、三メートルの雪が降り続いておるという中における現地の混乱というものはたいへんだらうと思ふのです。そういう中で皆さんの

ほうとしては、県が出した災害基本法による防災計画が一体どうだったんだらうか。現地の発生しておる事態をどういふふうな処置されておるか、こういう点を検討、あるいは防災に對するところの把握された面がありますか。

○柴田政府委員 直接私の所管ではございませんので、詳細にお答え申し上げかねるかと思ひますけれども、いろいろ防災対策その他災害の応旧措置等につきまして、昨年の豪雪の場合に遺憾な点があつたということは、私も聞いておりますし、またその実情の一端も承知いたしております。いずれそういった問題につきまして、今度の雪害につきましても同じ問題を検討すべき必要があると思ひますけれども、現在のところでは、まだ県もその対策に忙殺されておまして、そこまで検討して、どういふ段階まで至つておりません。

○佐野委員 前年の教訓が少しも生かされてない。そうしてまた、局部的にしろ、豪雪のために大きな混乱、並びに地方行政と財政の面からも非常に大きな負担、それに対するところのいろいろの問題点が出てきておるといふことは、非常に遺憾だと思ふのです。そこでお尋ねいたしますのは、一体これらの豪雪地帯のみならず、一般の積雪地帯に對して、今年度の交付税による補正総額が、現在の皆さんのほうでは把握しておられないのですか。その補正額が現実の財政需要と合致しておるかどうか、この点に對してどうお考へになつておるか。

もう一つは、岩手県に現に起こつておる財政需要に對してどういふ措置をおとりになるかと思ふのです。現に

除雪のために膨大な金が使われておるわけなんです。そういう点に対して特別交付税で措置をとらうとしておられるのか、現に配付済みの普通交付税の中における積雪補正分をもつて十分やっているとはいえないか、こういう解釈をとっておられるのかどうか、この点に対してお聞きしたい。

○柴田政府委員 積雪地帯におきましては、除雪経費その他の経費につきまして、普通交付税の積雪地帯に比し、相当財政需要があることは承知いたしております。そのために交付税の算定にあたりましては、積雪寒冷補正というものを設けておるわけであります。その見方が正しいかどうかということにつきましては年来問題がございまして、逐年合理化をはかってまいりましたけれども、なお十分であるとは考えておりません。三十九年度におきましてはその補正係数につきましてはさらに検討を加え、是正をするつもりでございますけれども、ただ一般に通常の段階において見られるべき財政需要というものをどうつかむかというところが普通交付税の段階では基本になるのでありまして、その見地から考えていかなければならぬだろう、こう思っております。それ以外にそのレベルを越えまして非常に雪が降った。そのためにいろいろなところに混乱が起ったというふうなことになるまい、また、雪が降ったならば、それはやはり普通交付税の問題でなくして、特別交付税の問題ではないか、いわば一種の災害ではないか、こういう考え方で従来から対処してまいっておりますし、本年につきましても、したがって同じ感覚で処理をいたしてまいりたい、そのために

また早くその雪害の状況をつかみたい、こういうことである。現在作業をいたしておるわけでございます。

○佐野委員 私のお願いしたいのは、一つは特別交付税として措置をするに、現に二月末をもつて配分しなければならぬ、非常に時間的にも切迫しておるわけで、しかも岩手県の北部海岸並びに青森県その他に見られる豪雪、積雪に対する措置を、特別交付税としてとる場合に、現に特別交付税の配分計画が市町村段階が終わっているのだというお話も聞いているわけですが、そういうときにこういう特別の財政需要が出てまいっている。これに対してはまだな一体どういう現状であるかよく把握してない。相当大きな数字になるのではないかとと思われるわけですが、これに対して一体どういう措置をおとりになろうとする考えなんですか。

○柴田政府委員 雪害に対します措置をいたしましては、通常まず考えられますことは除雪の経費でございます。それからまたし尿処理等の環境衛生関係の経費等でございます。私どもは先ほど申し上げましたように、早く基盤をつかんで算定をいたしたいと思っております。そのために本年度早くおるわけでございしますが、本年度早くつかんで、本年度中に措置をいたしたい、そのためには通常の段階では交付税の算定は二月末でこれをきめて処理することになっておりますが、場合に

よりましてはあるいは延ばすことも法律上は不可能ではございませんので、少なくともその実態をつかんだ上でできるだけ年度内に処置するようにいたしたい、こういうことでやっておりますわけでございます。経費はいま申し上げ

たとおりでございます。復旧事業費といたしましては、これはいわゆる一般の災害復旧と同じように、その財源は国庫補助金、起債でございます。これは従来の例によりますならば、いまごろ起りました災害につきましては、復旧事業費については翌年度早々になってやるということになるのが例でございます。したがって、今回の雪害につきましても同じような措置がとられるだろうと思っております。当面私どもは雪害に伴います応急処理費というものを中心に考えて、これに対して特別交付税でも措置をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○佐野委員 三十五年、六年の局地的な豪雪に対しまして、やはり時間が切迫しておったので概算払いとして特別交付税の中から出したと思うのです。三十八年の昨年の豪雪に対しまして、当時第三次補正予算で百二十二億円を繰り越す予定であったのが、いわゆる財政需要が増額しておるといって百二十二億円のうち二十二億円だけを繰り越す百億円は繰り越さず、こういう特例措置を皆さんが御提案になったと思

います。ああいう中においても非常に作業も困難で、また矛盾した算定方法もとられておりましたけれども、一応県分としては十八億七千万円、市町村分としては十八億三千万円、これだけの、三十七億円の措置を特交としてとられたのですが、ことしも十二月末日をもって特別交付税の一応のワケが検討されて、その結果配分計画もできておるだろうと思うのです。先ほど細谷委員が指摘になりましたような産炭地に対する傾斜的配分、これは前年度も

この点が非常に問題となったと思いますが、そういう点から考えてまいりましても、はたして今日の三百六十三億円の特別交付税のワケ内において措置できるのかどうか、相当の財政需要があるのじゃないか。もちろんこの法令その他による補助その他の問題に關する復旧事業は翌年度の問題なんですけれども、当然財政需要として除雪その他、前回の場合は除雪が非常に大きなウェイトを占めておったわけですが、二メートル、三メートル、急速にしかも一時的にこれだけの降雪を見ますと、道路が途絶する。どうしても通学用あるいは通勤用、物資輸送用の道路をあげなくちゃならない。そのために先ほどお伺いしましたところの雪害道路法による路線を拡大することに

よってそういう事態を避けた、そういう措置を即刻やりたい、こういうわけであつたけれども、実はそれもやられておらない。前回のままにとどまっておるといふことになってまいりますと、非常にこれはたいへんだらうと思

うのですが、それに対するところの財政需要は一体幾らなのか。相当大きいじゃないかというのを考えた場合に、百三十七億円を繰り越すのではなくて、そのうちの一部をそれらの特別需要に対する、あるいはまた三億六十三億円のうちの産炭地の場合その他特別の事象に対しまして、やはりある程度の抑止をしなくちゃならない、そういう需要をまかなうことができないのだということもあつたのじゃないか。したがって百三十七億円を繰り越すわけですから、そのうちの一部を特別交付税のワケとして前年度と

対するところの財源とするのが当然じゃないか、かようにも考えるわけなんです。一つ現在の特別交付税のワケ内で、いま現に起こっておるこれらの豪雪その他に対する除雪費を中心

に、あるいは保健衛生、いろいろな問題がありますけれども、それらに対するところの需要をまかなうことができないかどうか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○柴田政府委員 非常に災害が大きくなつてまいりました場合においては、あるいはお話しのような措置をとる必要が出てくるかもしれません。しかし現状におきましては、昨年の雪害の規模に比しますれば、その規模は小さいのであります。大体現在の段階では、本年度のワケ内で十分処理できるというふうに考えております。

○佐野委員 特に現在事態を把握しておられないからそういうことを言われるのでしようけれども、相当の財政需要になつておるといふことは、現地からのいろいろな陳情その他にも出てまいつておるわけですが、もつとそういう点を具体的にやはり把握されることが必要ではないか。

もう一つは、一般交付税の中における積雪度の補正についてなんです。これもいつも申し上げておるところなんです。昭和二十四年から二十八年、この五カ年間、農林省の総合研究所の山形県の出先機関で得た資料を中心として級地区分を行なつておられる。この級地区分をいたして、現実と相当大きな矛盾が出てまいつておるわけなんです。特に昭和二十四年—二十八年は、あまり雪の降らない時期に遭遇いたしておるわけです。しかも農林省

が調査いたすというのは、やはり農作物の将来に対する展望として積雪がどういう影響をもたらすか、こういう農作物に対する配慮からとられておる資料だと思ふのであります。しかも昭和二十四年から二十八年、いろいろな意味において、日本の敗戦後のそれらに對するところの研究あるいは資料もそろつていないという時期に立てられた級地区分を、いまなおそれを基礎としておられる。なるほど昭和三十六年は十四億円、三十七年度は二十四億円、積雪補正額はふえてまいつております。しかしこれは単位費用がふえてま

いったから自動的にふえてまいったということであって、この一般交付税の中で積雪補正に対する算定内容の矛盾、現実と一致しない、こういう点に対する検討というものは加えられているのかどうか。今年度はそれらに対処するところのメスを入れられる考えに立っておられるのかどうか、この点も一応お聞きしておきたいと思います。

○柴田政府委員 最初に御質問のごさ
いまして災害の中身でございますが、
もちろん適当にやるわけじやございま
せんで、関係省庁の資料、現地からの
報告、すべてを念査した上で決定する
わけであります。昨年度も概算ではご
ざいまして、そういう資料に基づき
まして配分したのであります。結果
的には若干の地帯に問題があつたこと
も承知をいたしております。本年度
も、したがひましてそれらの点につ
きましては、いろいろの配慮を加えて
いかなければならぬと思つておりま
すし、雪害の規模の算定にあたりま
しては、十分資料を整えまして的確な算定
をしてまいりたい、かように存じてお

る次第でございます。

なお普通交付税の問題につきましては、お話しのように積雪地帯の級地区に對しましてはかねてから問題がございます。一度改めたのでございますけれども、この結果も必ずしも望ましい結果が得られていない。それで実はただいま観点を変えまして、気象庁に依頼をいたしまして、すでに級地区分の改正の作業に着手をいたしております。三十九年度からそういう新しい資料に基づきまして、級地区分の改正等を行ないたいと思つて作業をいたしておるわけでございます。

なお、補正係数の問題でございますが、それらの級地区分の改定ともにもらひ合わせまして検討し、改定をしていかなければならぬわけでございますけれども、単位費用が上がつたので反射的に上がつていったのだというおことばがございましたけれども、補正でもって見るべきものが幾らだということでは考えていけないのであって、それは

単位費用の反射的な結果として生まれてまいりまして、あるいは特別に補正係数を再検討した結果生まれてまいりましたものでも、補正によって生ずる基準財政需要額というものが実態に即しておれば、大実態に即しておるかおらぬかということが問題じゃないかと思うのでございます。そういう意味から級地区分の改定補正係数の再検討、三十九年度におきましては十分再検討を加えまして措置いたしたい、かように存じております。

○佐野委員　一体積雪度で何を求めようとするのですか、卒直にいつて積雪度で財政需要の何を一体把握しようかとせられるのか、一番大きなねらいは

どこにあるのですか。

○山本説明員 寒冷補正のうちの積雪度におきまして測定をいたそうといましておりますのは、道路等につきましては除雪費が中心であります。小中学校あるいは高等学校等の建物あるいは役場といったような庁舎、こういうものにつきましては除雪あるいは雪囲いの経費、それから通常の事務関係の経費といましては光熱水費、こういうようなものを中心に、それぞれ建物の坪数に応じて経費がどれだけ割り増しになるかというような計算をいたしまして計数をはじいております。雪

が降るたびに増加する経費としてはそういうものを考えているわけであります。

なお先ほど御質問がございました分で、私数字を取り違えてお答えいたしましたて恐縮でございました。ただいま調査したところによりますと、三十八年度分の基準財政需要額中、寒冷補正の中の積雪度について、県分は十一億

と先ほど申し上げましたとおりであります。市町村分は二十四億、合計いたしましたして三十五億基準財政需要額を増加いたしております。訂正させていただきますか。

○佐野委員 そうなつてまいりますと、やはり除雪、雪おろしが一番大きな比率を占めると想います。光熱費あるいは建物の償却費その他も入っておりますけれども、いま申し上げたように雪おろし、除雪費が非常に大きい。だからこそ四十三国会において、先ほど申し上げましたような公共施設に対する除雪費あるいはまた雪おろしあるいは雪の運搬その他の経費が、地方財政を圧迫しておる、こういう場合を考

慮いたしましたのでこの法律ができたわけ

であります。だから経済企画庁がこの担当なんだというのじゃなくて、やはり自治省自身がこの問題に対して取り組むことが必要なのじゃないか。政令がどうなっていくかもわからない。豪雪の政令あるいはあの法律の中に先ほど申し上げました三つの政令がやられておる、学校その他、これも政令だ、そうしてまた除雪事業に要する費用、これも政令で定める、こういうことになっておるわけであります。ですからそういう点に対してもっともっと政府部内において討議する必要があるの

もう一つは、いま申し上げましたこの雪害道路法による指定路線を拡大すること、そのことが除雪に対する三分の二の補助もありますし、あるいはまた市町村においても機械購入などのことができる。これは法律事項じやなくて、政令に定めてある基準を変更することによって路線を市町村まで拡大す

ることができ、あるいはまた市町村がブルドーザーその他の機械を購入する、これらのこともできるわけであります。そういうことを建設省もやるのではなく、五カ年計画の策定にあたってその点も含めてまいりたい、このように四十三国会において主張しておるわけだし、そういう意味から自治省と建設省とがもつと——いわゆる一般交付税における積雪度の把握算定、これは非常に困難であるということであればなおさらそういう点に対して協力していく必要があるのではないかと、こういうことを痛感いたすわけですが、特に一般交付税の中における積雪度の中におきましても、先ほど触れ

ましたが、路面損傷を一体どういうぐ

あいに取り扱っておられるか、その点もお伺いしたいと思うのです。

○山本説明員 企画庁所管の法律の地域指定の政令は一月三十日に地域指定がなされているようでございます。そのほか企画庁関係では、いま当該法律に基づきまして、各県の基本計画をまとめている段階だそうでございます。

まだその後の政令等が出ていないといふような状況になっているようでございます。また雪寒道路につきましましては、先ほど局長も申し上げましたように、建設省のほうにおきまして作業を

しているのであらうと存じますが、まだ私どものほうには話が来ていない、これがまいりますれば、普通交付税の道路関係の積雪補正の区分というようなもの、基礎が違ってまいります。連絡のあり次第私どもとしては修正をいたしたいと存じているわけでございます。それぞれ所管があつてやっていると思ふのでございまして、どうもそ

の点積極的に出ていないのは申しわけないと存じますが、そういうような状況でございます。

なお交付税の計算上、積雪関係では、先ほど申し上げましたように、道路であれば道路の除雪というものを中心にして、人夫賃あるいはブルドーザーの経費というものを補正計算をいたしておるわけでございます。路面損傷というようなものを直接つかまえて計算するというのは、技術的にもなかなかむずかしいのではなからうかというぐあいには存じております。

○佐野委員 私は数日前ですが、雪の国の県庁の地方課長と三十七年度の決算を見ながらいろいろお話をしたので

すが、その中で感じましたことは、その県では市町村の住民税が二十一億円で、これは基準財政収入額から見ると十億円の超過に匹敵するわけです。しかも固定資産税におきましてはやはり三億円の超過している。合わせますと十三億円の超過です。一般の建設事業を見ても、市町村は全国平均が二・四％、非常にふえているわけであり、その中における単独事業は幾らかと見てまいりますとわずかに十六億円の超過が現実に即応してはいない。いろいろな問題が出てまいっているわけであり、また、私が最初に指摘いたしましたように、その財政需要というものを把握することができぬのじやないか、そのために雪の国におけるところの決算を見てまいりまして、ほとんどオーバーしてやっております。事業費に食われておる。だから人件費を見てまいりまして、その県における市町村は、人件費の占める割合はわずかに二・七％、全国平均が二・四％幾らですか、市町村の場合二・五％だ。そういたしますと、いかに住民に対するサービス、職員を犠牲にすることによって雪によるところのいろいろな損傷、そのために要する財政需要、これをまかなうために皆さんが積算補正をやった分だけでは、とても復旧ができません。このことを年々の決算は明らかにいたしておると思うのです。毎年の決算は、全国平均として説明されておりますけれども、やはり積算の強い地帯におけるところの財政、あるいは決算はどういうことを一

体示しておるか、そういうことをやり比較の中で、問題点を明らかにしていく必要があるのではないかと、こういう点を感ずるわけでありまして、ですから、一般交付税の中におけるところのいまの三十五億円で、これは自らは現実の財政需要を充足するに足らないということになってくる。そこにこのような豪雪がやってくるわけであって、急激な財政需要が出てくるわけであって、ういう二つの面を勘案してみると、たとえば昨年の豪雪によってとられたのを見てまいりまして、いわゆる積み上げ方式、そういう形式はとっておりまして、やはり県、市町村ともに二・五％程度は把握してたい財政需要として一応押えておられる現在、その上になお二・三％の調整を加えておられるという形でこの算定方法をとっておられる。だから、現実の地帯に行きますと、実際に要した除雪費その他あるいは財政需要というものが見られない、こういう不平を聞くわけですが、これはまあ他のところでまた論議を深めていきたいと思っております。私の申し上げることは、そういうことを考えてまいりまして、やはり特別交付税というものは、今度の豪雪によって相当大きくなってくるんじゃないか、大きな要求が出てくるのではないかと、そういう点、まあ三十六年度のときには、やむを得ず、雪の実態も把握されないから概算払いでやってお出した。去年の場合は相当大規模であつたけれども、それもやはり実際を把握するのは困難だといふので一応の積み上げ方式をとっておられますけれども、いま申し上げましたような算定の基礎を見てまいりまして、ある程度のつかみ金という形をもつてがまん

をしてくれるという行き方をとっておられるわけですか。ですから、今度それらの経験を生かして、いま岩手県なり青森県が現に被害を受けており、除雪のために財政施策をやっている、これらに対する民生安定なりいろいろなために要する財政需要、こういうものを把握して把握していくとするならば、今日交付税の大体の配分ができてしまひ、基準もできたといふときに、こういう事態が起こったわけですか、皆さんのところでは、一応配分計画に載っているその額を削って、ここにお金を持ってこるといふ考え方なんでしょうけれども、そういうすでは皆さんが県分とか市町村分とか、一応の配分基準を立てられたそのものが、現地に参りますと、それぞれの財政需要と一致していない、がまんをしても、こういうことを考えますと、やはりいまの三百六十三億円の特別交付税の枠内においては操作は非常に困難ではないか。もっと現実に即した救済措置をとり財政需要を充足する、こういう考え方に立つて、前回大きな豪雪でありましたので二十二億円を定め置かれたわけですが、今度の場合も、やはりある程度の金額を、百三十億円を繰り越すのではなくて、とめ置くことによって、それらの点に対する財政需要をまかなう、こういう考え方に立つ考えがないかどうか。次官、どうですか。

○金子政府委員 現在のところでは、いま特別に取り上げて処置をしなければならぬというふうな見方はいたしておりません。これから格別な豪雪が

あつたり、いろいろな被害が生じますと、これは大いに検討すべきだと思います。

○佐野委員 現に豪雪が来やってくるわけですか。その他の、北陸地帯におきましても交付税で見ている。積算補正等も乗り越える財政需要も出てきているのではないかと、あるいは岩手県その他は孤立町村がなおあるのに、皆さんのほうでは災害救助法の適用市町村すら把握されておられない。しかも鉄道はとまっている、バスはとまっている、医療、し尿関係においても非常に混乱をいたしているときに、次官、あなたのほうの、昨年の豪雪の結果生まれた二つの法律は、そういう特別交付税その他ではなかなかまかないきれない面も出てくるのではないかと、いう配慮のもとに、何でも特別交付税で持つという、今日の地方財政の現況から考えて、将来の計画運営にあたって交付税を繰越す、こういうことがあつてはいけないうので、特別にこの雪害道路に対する路線の拡大、市町村へまでも拡大をする、現在三万一千キロで七千キロしか御指定になつていないわけですから、同時にその中における路面損傷をも対象とする、あるいは機械その他の購入に對しても三分の二の補助を与えることができる、あの規定を市町村段階にも拡大する、こういうことが必要だといふことでまいりましたわけでありま

す。あるいは豪雪地帯に対する学校の他の除雪費、雪おろしをしたといったしましても、その雪がたまつてしまつていて、だかからこれを一定の場所まで雪捨てに運ばなければならぬ、

その運ぶ費用はいままで見られておらないわけですから、これに対してはやはり見ようじゃないかという、こういう考え方のもとにできてまいったわけでありませう。そういう法律がある。だからその法律の中で、今日の豪雪に対してどの程度まで救済できるのか。でき得ないとするなら、地方行政の面から考えてまいりますとどうしても特別交付税で措置をしなければならぬ。そういう金というものは一体幾らなんだらうか。こういうことを、すでに特別交付税の配分の期間が迫ってきておるのに、まだ具体的な実情すら把握していない、あるいはまたそれらの市町村に対して財政負担を軽くするために、関係行政庁との間における連絡なり、それに対するところの強い意思表示もやっておられない。その上に一体幾らかかるのかまだわからぬけれども、これぐらいの金で何とか特別交付税のワクでやっていると、こういう考え方は自身がおかしいんじゃないですか。特別交付税の中に見込まれておるのが現在の財政需要と合わない。これは細谷委員も産炭地の現状を、具体的な数字の中から、その陥っている財政的困窮をお訴えになっているわけですね。だから特別交付税のワクという一つの計画的な財政運営の中において、どうしてこれは困難な面もあるのだというのを率直にお述べになつておる。そこで豪雪問題が起つてきておるとするならば、当然ここである程度のもを、百三十七億円を繰り越すわけですから、その繰り越す中で一部をとめておくことが妥当じゃないか。前年度は二十二億円をとめた。これはそれほど膨大な金額でなくて

も、皆さんが特例法を提案されたところには、この事態が発生していなかったわけですから、しかもこういう事態が起つてまいっている。その機会に一般の交付税の中に見られておるこの積雪度補正も、現実の路面補修その他を考へてまいると、これは災害復旧にもならない、あるいは建設省の道路五カ年計画のワクの中にも入らない、雪害道路法の中にも入らない。しかも皆さんの積雪補正の対象ともならない、こういう財政需要に對してしましても、やはりこの機会に措置をとるといふような考え方をもう少し具体的に資料を検討されるならば、ある程度の余裕財源をもつてそれに対する措置を行なわれるのが私は当然じゃないか。前回の二十二億円とは申しません。少なくとも幾らかの財源的な余裕ある措置をとられることが——提案されたときと提案後においてやはり変わつてまいっているわけですから、それについて政府として、岩手県その他の特に激しい豪雪地帯に対して、一体幾らの財政需要を必要としているのか、特別交付税でまかなわれる確信を持っておられるが、具体的な数字に基づいて合理的な妥当な行政水準を維持するために必要なものは一体幾らなんだ、そのために特に起つたところの財政需要は一体どうなんだ、このことをまだ把握されていないわけですね。把握できたらそれは非常に大きくなるかも知れない。あなたたちがいま頭の中で、三十六年度もつかみ金で、概算払いでがまんしてもらつたから、今度もそれで何とかやつてもらえばいいじゃないかというイメージな考え方はなくて、具体的な財政需要を考えられる場合に、これ

から皆さんが調査しようとなされるわけでしょう。報告もそう聞いていない。現地は報告することでもないほど孤立町村を持つておる、交通が途絶して、医療関係、生活扶助関係あるいは失業問題あるいは尿関係にからまる保健衛生の問題等重大な問題が次から次に惹起して、しかも災害基本法による防災計画も立てられていなかったといつておつておる混乱に対して、皆さんのほうはもう少し現地の実情といふものを把握して、しかもいまこれを通さなくてもいいわけですから、もう少し内部において検討されて、この百三十七億円のうち一部をそれらの財政需要に回す、こういう考え方を持つ考えがあるかないか、重ねてひとつお尋ねしておきます。

○柴田政府委員 昨年繰り越しを予定しておりました額を途中から変更いたしましたのでワクを使ひましたものは、雪害が非常に大きかった。したがって、既存の災害に予定いたしておりました額からいいますならば、非常にオーパーをしたものですから、足りなくなつて、そういうものに繰り越し予定額を減らして使つたのであります。本年度の雪害につきましては、私どもは、おことばではございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在までわかつております県からの報告状態から、報告の計数を見ておりますと、いまのところは昨年と比べますれば、金額としてはそうたいした問題になりそうにはない。かたがた昨年豪雪災害として配りましたワクは、本年度はほとんどそのまゝの形で浮いておるわけですね。それを昨年のワクとしまして、なおかつ本年度においては五十億

近い金が増加になる、そのような状態から考えますならば、今年度の、現在青森、岩手を中心として起つております雪害に対しては、対処できるだろうという気持ちを持つておるわけでございます。ただ非常にそれが大きくなつて、今後あちこちに起つてまいるといふことになつてまいりますれば、お話のように繰り越し額の一部を食つていくということが起り得るかも知れません。したがつてまた、提案申し上げております法律におきましては、百三十七億円を限度として申し上げておきますので、百三十七億そのまゝをどんなことが起つても繰り越すとは書いてないのでございまして、費用自体のことを考へまして、百三十七億を限度としてという考え方を実はいたしておるわけでございます。

なお先般来いろいろお話のございました積雪寒冷に關します経費等につきましては、関係省庁の間の連絡が悪いというおしかりがございましたが、これはごもっともでございます。私もいたしまして今後なお積極的に連絡をとつてまいりたいと思ひますけれども、普通交付税の積算関係の経費につきましては、なお合理的な算定を加えるように今後とも努力してまいらうと思ひます。

気象庁につきましては非常に能力がないというお話でございましたが、すでに現在気象庁と話し合ひまして、気象庁はその氣になつて検討してくれるという約束ができておりました。したがつて、すでに作業にとりかかりつつあるというように状況でございまして、その結果出てまいりました計数が非常に妙だ、

事態に合わないということでありませう。またあとの方法を考へなければならぬけれども、私どもは、現在一番信頼し得る役所でございますので、気象庁に一応お願いをして、何とか合理的な改定ができないかということと考へまして作業を進めておるわけでございます。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会